

# 長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援金支給要領

## 第1 趣旨

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている県内の介護施設及び障害福祉サービス施設等に対して、予算の定めるところにより、長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰支援金(以下、「支援金」という。)を支給することで、物価高騰時においてもサービスを提供している事業者の負担軽減を図り、サービスの継続的な提供を促進する。

## 第2 支給の対象

### 1. 支給対象者

申請日時点で別表に掲げる種別の施設等を運営し、支援金受領後も事業を継続する意思を有する社会福祉法人等で、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

### 2. 支給対象施設等

次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(1)申請日時点で別表に掲げるサービス種別の施設等の指定、許可を受けており、かつ、廃止または休止をしていないこと。

(2)令和5年度中に廃止または休止の予定がないこと。

## 第3 支援金の支給額等

支援金の支給額は、別表のとおりとする。

## 第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする事業者は、原則として、長崎県電子申請システムにより、次の書類を提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により長崎県電子申請システムの利用ができない場合は、郵送により提出することができる。

(1)長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援金申請書兼請求書(様式第1号)

(2)申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等

(3)その他知事が必要と認める書類

## 第5 支援金の審査

支援金の支給に係る審査事務は、外部委託先が実施することとし、受託者は、必要に応じて、申請書を提出した事業者に対し、関係資料の提出を求める等した上で審査を実施し、支給要件を満

たす者について、申請書類等を長寿社会課または障害福祉課に送付する。

#### 第6 支援金の支払

県は、第5の規定により送付のあった申請書類により、支援金を支給すべきと認めたものについて、支給決定を行い、申請者が指定する預金口座に支援金を振り込むものとする。

#### 第7 調査への協力

県及び審査事務の受託者は、支援金の支給に関し、必要な調査等を行うことができるものとし、支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

#### 第8 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2の1及び2の要件を満たさないことが判明した場合には、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

#### 第9 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

#### 附則

この要領は、令和5年6月30日から施行する。

## 別表

種別	区分	サービス種別	支給額
介護サービス施設・事業所	入所系	介護医療院	12,000円/人(定員)
		介護療養型医療施設 2	
		介護老人福祉施設	
		介護老人保健施設	
		短期入所生活介護(空床型を除く)	
		短期入所療養介護(空床型を除く) 2	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		認知症対応型共同生活介護	
		特定施設入居者生活介護	
		養護老人ホーム	
		軽費老人ホーム	
	訪問系	訪問介護	50,000円/事業所
		訪問入浴介護	
		訪問看護 2	
		訪問リハビリテーション 2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
居宅介護支援			
福祉用具貸与			
通所系	地域密着型通所介護	140,000円/事業所	
	通所リハビリテーション 2		
	通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)			
障害福祉サービス施設・事業所	入所系	療養介護	12,000円/人(定員)
		短期入所(空床型を除く)	
		共同生活援助	
		障害者支援施設 3	
		福祉型障害児入所施設	
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 4 5	50,000円/事業所
		居宅訪問型児童発達支援	
		保育所等訪問支援	
		計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援 6	
		地域移行支援	
		地域定着支援	
	通所系 7	生活介護	140,000円/事業所
		自立生活援助	
		自立訓練(機能訓練)	
		自立訓練(生活訓練)	
宿泊型自立訓練			
就労移行支援			
就労継続支援A型			
就労継続支援B型			
児童発達支援			
放課後等デイサービス			

- 1 申請時点で、対象サービスの指定を受けており、廃止又は休止していないこと。
- 2 医療機関が介護サービスを行っている場合、県医療政策課が給付する医療機関等への支援金の支給を受ける施設等については、支給対象外とする（重複しての給付は不可）。
- 3 障害者支援施設（施設入所支援）で行う日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援等）については、通所系事業所としては支給対象外とする。
- 4 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護については、4サービスのうち、複数のサービスを実施している場合でも、1つの事業所として支給する。
- 5 介護保険法の指定も受けている障害福祉サービス事業所については、介護サービス施設等又は障害福祉サービス施設等のいずれかの種別の支援金を支給する（重複しての給付は不可）。
- 6 計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援については、3サービスのうち、複数のサービスを実施している場合でも、1つの事業所として支給する。
- 7 多機能型事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスのうち、2つ以上のサービスを一体的に行うこと）については、1つの事業所として支給する。